

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年10月31日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 議会事務局
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 措置の状況

	監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 支出について 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあつた。</p> <p>イ 契約について 契約金額が50万円を超える委託業務について、予定価格調書を作成していないものがあつた。</p>	<p>ア 支出について 直ちに追給するとともに、他に超過勤務手当の支給漏れがなかつたか再確認した。 今後は、庶務担当及び所属長においても入力確認を徹底する。</p> <p>イ 契約について 今後は、決裁の各段階において、チェックするなど、会計規則及び関連通知に基づく適正な事務処理を徹底する。</p>